

令和5年2月24日

第2回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第2回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 加須市農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和5年2月24日				召集場所	加須市役所 504・505会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時58分			
会 長	小 倉 和 夫				職務代理	柳 田 浩			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○			
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男	○			
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○			
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫	○			
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男	○			
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○			
7	佐久間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○			
8	松 村 文 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 駒 宮 敏 之				
					次 長 前 島 勝 己				
					主 幹 藤 間 みゆき				
					主 幹 新 井 昌 典				
					主 幹 関 田 毅				
					主 事 加 藤 正 則				
					加須市経済部農業振興課				
					課 長 小 川 修 一				
					主 事 足 立 直 弥				

開会 午後 1時30分

○局長（駒宮敏之君） 皆さん、こんにちは。

ちょうど定刻になりましたので、これより令和5年第2回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、柳田職務代理よりご挨拶をお願いします。



◎開会の宣告

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今日は、推進委員さんも含んだ全員の出席ということで久しぶりでございますけれども、コロナのほうも若干落ち着いているかというふうに思っています。このままでいていただければというふうに思っています。

それでは、これより令和5年第2回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

一堂に推進委員さんとともに、総会が開けるということで大変うれしく思いました。

コロナに関しましても、一時の何千人、下手すると1万人とか、埼玉県でも非常に多発していたんですけれども、ここのところ落ち着きまして、何とかこの会議が、年度内のお忙しい中の会議ができるということで非常にありがたく思います。

時期が来るのは早いもので、私は北川辺なんですけれども、もうそろそろ種もみで慌ただ

しような、話をする人もいます。私もちょっとくろつけでもやろうかなと思って機械を持ち出したんですけども、あまりにも乾きすぎちゃって機械が使えない、雨が降るのを今度は待っているような状態なんですけれども、今年は比較的天候は安定していて、農作業するには非常にいいかなと思うんですけども、3月に入って彼岸も過ぎますと、本当に今度は種もみ時期ということで皆さん方にはいよいよ慌ただしいような時期になるわけですけども、この推進委員さんと農業委員さんの総会も、あと来月1回もちまして終了ということでございます。

この3年間コロナ禍ということで、本当に皆さん方には不断の努力をいただきながら、何とか乗り切ったということで、非常に感謝を申し上げたいと思います。

案件につきましても、だんだん昔ほど難しくないという案件もございます。そういった意味で、皆さん方にはいろいろな経験を積んでいただきまして、また新たに農業委員さんも出てくるわけですけども、互いに経験を共有して農業行政の推進に当たっていただきたいと思っております。

言葉整いませんけれども、開会に当たりましてのご挨拶といたします。今日もよろしくお願いいたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますが、全員の15名の方にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（駒宮敏之君） それでは、早速議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしく願いいたします。

◇

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

1番 野口悦夫 委員及び

2番 江川芳夫 委員

の両委員さんを指名いたします。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、1番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は作業効率をよくするため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況、経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

本案につきましては、12月の議案で審議された一団の小麦が作付されていた複数の群れの中の1筆で、前回の現地調査で漏れていたことが判明し、今後手続を進められると聞いていた件でありまして、改めて現地調査を行っておりませんが、その場で さんに確認し、そのとおりであり、今回申請したものとのことでもあります。

なお、譲渡人の さんは管理ができないとのことで、宅地も農地も処分している状況で

あります。

適当と判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本件につきましては、18日に小坂推進委員と現地を確認してまいりました。

本件についての譲渡人の さん、 の住所であります。電話で確認するところによると、住まいは が主で、住所はこっちにあるんだけど、土日はこっちに来ていますということなので、平日はいらっしやらないということで電話でお話を伺いました。また、 さんにつきましても、電話でお伺いをしました。

現地につきましては、既に1回耕うんをしてきれいになっております。 さんと さんの関係につきましては、去年のときに さんから2筆、 さんに1回買っていたいでいます。そのときに私がちょうど立ち会ったんですが、また6筆、今回あるんですが、 さんの話ですと、どうしても買ってくれということで、しょうがないなということで、

さん、23ヘクタールほどやっているということなんですが、この付近にも7ヘクタールぐらい、委託とそれから借受け地があってやっているの、まあ、いいかなということでやむを得ず買ったというふうな言い方を本人はしていました。

さんにつきましては、まだ畑が3筆ぐらい残っているということで、これも買ってもらえないかなと言ったんだけど、なかなか畑は買っていただけないということで、のほうに住んでいるものですから全部処分をしたいということなので、取りあえず田んぼにつきましてはあらかじめ処分できたのかなということで、耕作も既にきれいに耕うんしてありますよね。前に作っていた人の話はもうついていきますよというお話でしたので、特に問題はないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をいただきたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は申請地を現在も耕作しており、野菜づくりをするため、譲渡人は耕作していないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

2月21日に、推進委員の金子さんと現地確認を行いました。

現地は、今事務局の説明あったとおり、野菜を作っております、もうかなり前からさんの話ではうちが作っているんだよという形で、今般、さんのほうからぜひ買って

れという形でお話がありまして、購入することになったそうです。

隣地は さんの畑になっていまして、昨年駐車場地として申請がありまして、その地続きというか、そういう土地ですね。

何ら問題はなく、判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接農地を所有しており、利便性を図るため、譲渡人は遠隔地に居住しており、耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、12番、小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

2月18日、高橋、細谷両推進委員さんとともに、譲受人の 宅を訪れて、お話を伺ってまいりました。現地はその前に確認いたしまして、きれいに耕作されておりました。

この譲渡人の さんは、譲受人の さんの叔母ということで、叔母、姪の関係でございます。こっちの の貸付けというの、これも私が扱っております。

現況は昭和60年代、バブル期だと思いますね、その頃、老後は地元というか、田舎で暮らしたいという意見で所有権を移転して さんが譲り受けたわけですがけれども、その後、地目変更もせずそのまま月日が流れまして、このまま持っていても、いずれ田舎に越してくる予定がなくなったということで、相続人の さんに贈与するというので書類申請をしたところでございます。

何ら問題なしといたしますけれども、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見がないようですので、採決をいたします。

5番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の原道の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接農地を所有しており、効率的に経営規模拡大ができるため、譲渡人は耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(瀬下京子君) 9番、瀬下です。

2月20日、松村推進委員と現地を確認し、譲受人の さん宅を訪問いたしました。お留守でしたので後日改めてお話を伺いました。

譲渡人の さんは相続で取得されましたけれども、維持管理ができないということで、弟さんであります さんが今まで管理されておりました。今回、処分したいということで申請になりました。やむを得ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は耕地面積拡大のため、譲渡人は耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(瀬下京子君) 9番、瀬下です。

2月20日、松村推進委員と現地を確認し、譲受人の さん宅を訪問いたしました。お留守でしたので後日改めて伺い、お話を伺いました。

申請地は麦が植えてあり、きれいに管理されておりました。

譲渡人の さんは耕作できないということで、譲受人の さんが今現在耕作されております。将来的にも耕作しないというので処分したいと さんのほうからお話があったそうです。

譲受人の さんは地元では大きく耕作されておりますので、問題はないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図9ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、昭和43年頃、工場兼倉庫を建築し、現在も使用しているが、農地であることが判明したため、改めて申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、線引き以前から宅地として利用されていることが当時の航空写真から判断できることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

2月18日に申請者の さん宅を訪ね、推進委員の野本さんと川島さんの3人で話を伺ってまいりました。

申請者に話を聞きますと、昭和41年頃、農地と宅地の間に事務所兼納屋を造ったわけですが、すけれども、またその後、昭和43年頃、申請者が作業場と工場兼倉庫を農地の上にやっらしいです。また、申請者の、事務局からもあったとおり、昭和45年頃、航空写真にも載っているという話を本人もしてまいりました。

そういうことで、やむなく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議の上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし

ます。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の17件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図10ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、隣接する宅地と一体で建売住宅（6棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり2月18日、推進委員の野本さんと川島さんの3人で、申請者の譲渡人の宅を訪ね、話を伺ってまいりました。

この申請者につきましては、譲渡人につきましては、さんとさんおりますけれども、これは兄弟でございます。

また、現地につきましても、学校が近いとか、大分道路整備が進みまして、建売住宅ということで、何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

この農転に伴いまして、位置図の中で見ますと、申請地というところ、書いてあるところがたしか田んぼだと思うんですけども、これには道路も水路もついていない中で、この出入りとか、この付近の農地を進めているのは何ら問題ないんですかね。

未整備地区ですから道水路に接していないからやむを得ないのかなとは思いますが、そういった面についての配慮とかというのはどうなのかなと思ひまして、ちょっとお伺いしたいと思います。

○1番（野口悦夫君） 私のほうから、現場を見れば分かるんですけども、この土地の上です、結構広い道路になっています。また、この周囲につきましては、今建売住宅がほとんどこの南側、東側全部低いところなんですけれども、埋め立てをして、今現在建売住宅の工事をやっております。

ここもさんとありますけれども、さんというのは住宅だったんですけども、ここを壊してうちはございません。さんのうちは、のちょっと反対側の右側なんですけれども、ここがさんのお宅で現在住んでいます。今、さんの自宅は壊されてもうほとんどない状態で、ここへ建売住宅という形ですね。その周辺もほとんど建売住宅で、今工事しています。問題ないと思います。

○14番（関口豊充君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図1 1 ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（7棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

2月17日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地は、若干草は生えておりましたけれども、適正に管理はされておりました。

この という三角の土地がありますけれども、県道を挟んだ反対側が譲渡人のさんのお宅になりますので、すぐにそちらにお伺いをして、おばあさんだと思うんですけども、80過ぎの方からお話を聞いたところ、1年ぐらい前からこの辺の土地を売ってほしいということで話がありまして、この地図には出ていませんけれども、

のすぐ右隣の農地ですね、こことすぐその下の申請地という漢字の請のところも既にブロックが積んで、土地がもう電柱まで引っ張ってあって、7軒ぐらいこれから建つような形の条件になっております。

この申請地という漢字ありますけれども、今回何も出ていないところ、ここは普通に稲を作って、植わっておりませんでしたけれども、この方は売らないんでしょうかと聞いたところ、今のところお金に困っていないから売らないんだというようなことで、いろいろ勧めたんですけども駄目だったというふうなことでご説明をいただきました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 1 2 ページ及び土地利用計画図の 5-3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（2 区画）を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（佐久間尉匡君） 同じく、7 番、佐久間です。

2 月 17 日、推進委員の小山さんと 2 人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地は、稲刈りが終わってその後、耕うんしていないような状態で、適正に管理はされておりました。その後、この申請地のすぐ隣に とありますけれども、こちらが譲渡人の さんのお宅になりますので、ここで小さな も営んでいるんですけれども、ちょっと作業をしております、お話を聞いたところ、近所の方に今までお米を作ってもらったんですけれども、回りも大分建売住宅になってきたので、今回処分することにしたというのでございました。

何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決をいたします。

3 番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 1 3 ページ及び土地利用計画図の 5-4 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（12区画）を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく2月17日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地は、稲刈りが終わってそのままの状態でございましたけれども、適正に管理はされておりました。

その後、このすぐ左側に信号のマークがあると思うんです。この角が譲渡人のお宅になりますので、すぐに移動してお話を聞いたところ、今まで頑張ってお米を作っていたんですけども、ちょっと年齢的なこともあるので今回全部手放して、ほかにも農地ありますので、取りあえずここを売っちゃおうかなというふうなご説明ありましたけれども、仕方がないのかなということで許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図14ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし、農地改良をするもので、

必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、6か月間の一時転用であり、改良後も譲渡人が小麦を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく2月17日、推進委員の小山さんと現地確認並びに譲渡人の さん、本人からお話をお伺いしました。

現地は、稲刈りを終えて、その後、耕うんはしていないんですけれども、適正に管理のほうはされておりました。

この地図には載っていないんですけれども、 と の左側ですね、建売住宅が何件か建っておりまして、前のページでありましたけれども、すぐ隣に今回、建売住宅を12件ですか、建てるというふうなことで話があったので、ここだけ思いっきり低い土地になってしまいますので、これではちょっと米は今後作れないということで、せっかくなので盛土をしてほかのものを何か作るというふうなことでご説明いただきましたけれども、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。確認させてください。

先ほどの説明の中にもありましたように、前の案件で西側にも住宅があつて、その間の土地ということなんですけれども、3年3耕作の話は十分してあるんでしょうか、そういった件について。

○会長（小倉和夫君） 今回答します。

○事務局（藤間みゆき君） 申請者の方からは、作付計画ということで出されておまして、1年目から3年目まで麦を耕作するというので計画が出ておりますので、3年3作という法律的な縛りはないんですけれども、この作付計画が出されておりますので、それはやっていただくということになっております。

○11番（柳田 浩君） はい、ありがとうございます。

全部埋め立てというのは、前に言ったことを審査したいという意味でございます。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図15ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、5か月間の一時転用であり、改良後も担い手が小麦を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

2月16日に、推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そして譲受人の
の
さんより話を聞きました。

現地のほうはきれいになっていましたけれども、何年も耕作していないような状況であります。そしてこの位置図で、下のほうの
と
というのは、ここは極端に低くなっています。そして、この譲渡人の
さんというのは、その囲まれたすぐ左、
のすぐ左、そこが
さんのおうちであります。

この申請書のとおり、本当に段差があって耕作しづらいというようなことで、その低いところ2筆盛って、あとはならしてきれいにして畑にして、
さんが小麦を作るとい
うふうなことでありますので、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図16ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

2月16日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そしてまた、譲渡人の さんより話を聞きました。

現地のほうはきれいになっていまして、この辺ぽつぽつと家ができていような、そういう状況であります。

さんはこの申請書ですと、住所が になっていまして、地元の 、 の さんでありまして、 へ行って さんに聞きました。

こういう申請になったというのは、普通ではなかなか分からないんですけども、 、これ知り合いだそうでした、その人が仲介で さんに売買するというようなことでありますので、この申請になったということでもあります。

許可相当と判断しましたが、ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図17ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、隣接する宅地と一体で自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

2月14日に推進委員の小林さんと現地を確認し、 さんから話を伺いました。

さんは、 さんの さんで、現在 のアパートに居住しておりますが、手狭になってきたため、実家の隣に住宅を建てる予定であるとのことでありま

す。○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図18ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（5区画）を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。なお、西の角の1筆が申請地から外れておりますが、こちらは用地として市が借り上げており、今後寄附採納予定とのこととさせていただきます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

2月16日、推進委員の渡辺さんと増田さんとともに、譲受人の代理人、さんの立会いをいただきまして、聞き取り及び現地確認を行ってまいりました。

申請地は、集落内の農地で、とそのが共有で相続した土地のようです。農業経験もなく管理できないということから処分したようでございますが、申請地は何も作付された様子はありませんでしたけれども、草1本なくきれいに管理されておりました。

以上、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 19 ページ及び土地利用計画図の 5-10 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（8 棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14 番（関口豊充君） 2 月 16 日、推進委員の渡辺さんと増田さんとともに、譲受人の代理人 さんに立会いをいただきまして、聞き取り及び現地確認を行ってきました。

まず、譲渡人は の方ですが、集落内のこの農地を が取得し、この申請人が相続をしたようでございます。申請地は 3,000 平米とかなり広いんですけれども、これは全て一面砂利が敷かれていたようです。ところが、これが本申請に当たりましてきれいにはいで処分をし、現状復旧がされておりました。

以上、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10 番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11 番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 20 ページ及び土地利用計画図の 5-11 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、隣接する宅地の 、
と一体で従業員駐車場の進入路、 を敷地拡張するもので、必要添付書類が整

えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、従業員駐車場の進入路に隣接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましては、去る2月17日に、推進委員の橋本さん及び代理人の さんに同席していただきまして、現地調査及び聞き取り調査を行いました。

現地は、土地利用計画図を見ながら説明したいと思います。進入路として今使用しているの宅地なんですけれども、その宅地の西側にブロックの塀がありまして、そのブロックと南側に県道が通っているんですけれども、その間の空き地の一部の土地が今回申請に上がったというふうに、 さんのほうから説明を受けました。そして私と橋本さんがその申請地が分からなくて、 さんが杭を頼りにここだよということで説明して、それが確認ができたという状況であります。

そしてこの申請地及び は、過去にこの道路が開通するときの余剰地だったそうです。そしてまた の宅地は、昔使用した道路の跡地という説明を受けました。そして現在使用している進入路の宅地及び2つの宅地の所有者なんですけれども、 の役員さんが一応使用しております。

そういう中で、今回、一体として進入路の拡張を計画したんですけれども、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。

以上です。よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図21ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、改良後も担い手が小麦を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

2月21日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の の代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺い、低い田んぼなので農地改良をし、小麦を作付するとのことでした。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

時間も約1時間たちましたので、ここで10分間の休憩を入れたいと思います。よろしく

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時37分

◇

◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、再開いたします。

◇

○会長（小倉和夫君） 次に、13番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図22ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（3区画）を開発するものです。

譲渡人は、持分2分の1ずつの2名の共有者であり、うち1名は相続財産管理人ですが、現在選任手続中のため、相続財産管理人選任審判が未提出であり、申請書に氏名が記載されていないことから、農地法施行規則第57条の4第1項に定める「申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする」の条文に該当せず、申請の要件を欠いております。

また、一般基準においては、農地法第5条第2項により許可をすることができない場合として第3号に定める「申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことにより、申請に係る用途に供することが確実と認められない場合」に該当するものと思われます。

なお、立地基準においては、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されます。

○事務局（前島勝己君） こちらの案件について、これまでの経緯について説明させていただきます。

こちらの案件については、令和4年6月1日付で戸建て分譲住宅を目的とした農地法第5条の申請の前に相談票の提出がございました。回答については、第2種農地、分譲住宅の見込みあり。ということで6月4日に回答を行っております。

その後、11月に入りまして、代理人から、次のようなことの相談がありました。

この土地については、農地法第5条許可の条件付所有権移転仮登記の権利が登記されており、相続、売買を経て事業計画者が条件付所有権移転仮登記の権利者となっている。

また、土地の所有者は亡くなっており、相続人が複数存在する状況となっており、1人の方は相続する意向ですが、残りの方は相続を放棄したいということで、相続財産管理人を選定予定であるということをございました。

なお、現在、相続財産管理人は選任を申請済みであり、予納金も支払い済みということで説明を受けております。

事務局といたしましては、農地転用については農地の形質を変更する行為であり、共有者全員の同意がなければ許可とならない旨の回答を申請者に申し上げたところ、申請者より次のようなお話をいただきました。

1つ目としましては、民法252条にただし書の定め、存命者のみの申請で農地法第5条許可申請が可能であるということ。

2つ目として、農地法第5条許可申請の手続は、引き渡し義務を継承した共有相続人等の不可分債務であり、農地法第5条許可申請の手続については、存命者単独での申請が可能である。という内容のお話をいただきました。

事務局としては、非常に判断が難しいため、この内容については、令和4年12月14日に市の顧問弁護士への相談を行いました。

結果につきましては、1つ目として、農地法施行規則では、農地転用許可申請は当事者から加須市に申請するものであって、当事者とは権利者であり、相続人全員と解するのが合理的である。

2つ目としては、不可分債務については、売主、買主間では成立するが、加須市との間では問題の所在が違う。

3つ目として、処分行為は売主、買主間で完了しているので、申請は義務履行という考えは間違っていないが、農地転用申請と切り離して考える。申請の手続を誰がするものなのかが問題である。ということをございました。

この顧問弁護士からの回答を受けまして、代理人に農地法第5条申請は、相続財産管理人が選任されない限り難しいというお話を令和4年12月16日にさせていただいております。

その後、令和5年1月30日付で許可申請書が提出されました。相続財産管理人は選任が完了していないと許可は難しいというお話を再度させていただきましたが、本日まで添付書類の提出がされていない状況でございます。

結果として、書類が提出されておりませんので、審議が必要な条件でないと事務局では判断しております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

2月14日、譲受人の代理人であります さんにご連絡をいたしまして、現地立会いをお願いいたしましたが、ご了承得られませんでしたので、2月20日、松村推進委員と2人で現地調査を行ってまいりました。

現地は、道路の高さまで土が入っておりまして、きれいに整地されておりました。周辺に住宅も多いことから、建築条件付売買予定地を目的とした農地転用はやむを得ない場所と考えております。皆様の慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

今、この案件につきましての事務局からご説明がありましたが、大体本件は令和4年6月からやっていて、今まで書類ができなかったというふうなことをおっしゃいましたけれども、では、なぜそれを受け付けたのかということをもっと問題。

それから、毎月農業委員会の総会でかける議案は、農業委員会の内規で締切日は決まっていると思うんですね。その日までに書類がなければ、私としては議案としては載せることができないというのが一般論ですよ、あるんじゃないかというふうに気がします。

今事務局の説明だと、本日までに届かなかった、総会をやっている日まで届かないってこと、こんなのあり得ない話であって、受付人が置いていったというふうなお話もありましたが、それはそれとして、やはり紙切れ1枚こうやって置いていけば受け付けるのかということ、そういうことでもないと思うので、やはり重大な要件を欠いているような書類のやり方について、今後は検討していかないと、幾らでも書類を置いていけば、補正でできるのなら何でもできるのかというふうな解釈をされても困るというふうに私は思っているんです。

そんな関係で、毎月1回、加須は総会で議案を審議しているわけですから、多分締切りは1日かな。

（「はい」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） その月の1日が締切日、それ以降については、次の月へ回すのが慣例

上の事務処理だと思うんですけども、その中で1日までに補正ができなかったものについては、議案に載せないというふうな、書類を置いていってもそのぐらいの計画性というか、事務処理についてはしないと、いつまでたっても、どうしたら審議するのかというふうな難しい案件に逆になってしまっているような気がしますので、これ当然だから、瀬下委員さんおっしゃるとおり、許可できない。

なぜかという、一般論としての、一般的に大体なっていない、立地基準は瀬下委員さんおっしゃるとおり、現場はオーケーだというふうなお話ですが、一般基準の書類が不備なのに審議はできないというのが本来の建前じゃないかと思imasので、その辺を十分手続上の問題で議論はあまりしたくないんですけども、今後のためにそのようなことが必要ではないかというふうに思っご意見を申し上げました。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

私も江川委員さんと同じで、不許可相当と判断いたします。

当事者全員の連署がなく、譲渡人の未確定の状態であれば、総会で審議する以前の問題と考えます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ないようですので、採決いたします。

今後は、的確なる説明と判断を事務局にお願いしたいと思います。

それでは、13番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小倉和夫君） 挙手なしでございますので、不許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、隣接地で を建設中の工事関係車両用駐車場を一時的に整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、建設中の の隣接地であり、事業終了後は農地に復元することから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

2月20日、松村推進委員と の さん立会いの下、現地確認とお話を伺ってまいりました。

現地は、きれいに管理されておりました。現在、 を建設中でありますが、工事関係の車両が大変多く、駐車場が確保できないということで今回の申請になりました。

譲渡人の さんは今現在 に居住されておりますが、実家がこの近くにありまして、実家の方が さんと連絡を取っております、ご連絡を取って了解を得ているということでした。

やむを得ないと判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと参考までに、 在住の方の申請者の書類の判こというのはどんなんですか、参考までに。

○事務局（藤間みゆき君） 判このほうは、 さんという譲渡人の方の通常の印鑑を使っております。

（「認めだから」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） ああ、そうですか。

○会長（小倉和夫君） どうですか、それで。

○2番（江川芳夫君） いや、 初めてだったから。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かございませんか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(中島利雄君) 3番、中島です。

2月17日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で、譲渡人の さんが入院しているとのことで、この土地の前に住んでいるさんといううちが さん夫婦なんです。その さん夫婦と譲受人の
の代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。

申請地は、日当たりもよいので何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、資材置場を敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在使用している資材置場の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきまして、2月14日に、推進委員の坂田さんと2人で、 の従業員であります さんに立ち会っていただきまして、現地の調査をさせていただきました。

場所につきましては、 の周囲ということで、現存の資材置場が道路拡張に当たるため、反対側に拡張するという内容でございますので、やむを得ないものというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び27ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、7か月間の一時転用であり、改良後も担い手が大豆を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われ
ます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました。地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきましても、2月14日に、坂田推進委員と2人の並びに
の
さんに立会いをいただきまして、現地の確認をいたしました。

この
地区につきましても、今回3期目の農地改良ということで、約2万平米ぐら
いずつ順次進めているようでございまして、位置図の写真でも、航空写真で見分かりますよう
に、きれいに1から順次整備がされてきているような状況でございまして、なかなかヨシが
茂ったような状況の場所でもございまして、農地改良やむなしというふうには判断してまいりま
した。

そういうことで、この案件につきましても、問題ないというふうには判断してまいりました。
よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。参考にお伺いします。

たまたま今日、午前中に畑を盛土しているところがありまして、その件で搬入土について
を土質検査等を行うとかという話をちょっとそのときに伺ったものですから、こうした田畑
改良の場合、土質をかなりの量が搬入されると思うんですけども、こういったケースにつ
いても、土質の検査とかということをやった上で、そういう生産物に影響がないような畑地
を担保してやるのかどうか、ちょっとその辺をお伺いしたいんですが。

○会長（小倉和夫君） 事務局の回答をお願いします。

○事務局（加藤正則君） 事務局の加藤です。

そうですね、農地改良の際には、書類上の審査ではあるんですけども、そういった土壌
分析票というのを求めておりますので、現時点、そういったものを審査した上で、農地とし
て使えるかどうか判断した上で評価いたしております。

本件につきましては、面積が大きいので、面積の規模によってはそういった審査のほうを東部環境管理事務所のほうにやっていただいている案件もあるので、今回も東部環境のほうで審査をしております。

以上です。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

補足しますけれども、ちょうどこの調査に行った日も、抜き打ちで東部環境のほうで地質調査、場所を特定しないで調査を何遍か調査しているという状況でございまして、そういう書類と事後の内容のチェックをしているような感じでした。

○14番（関口豊充君） ありがとうございます。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙議案第4号及び、本日お配りいたしました差し替え分の農用地利用集積概要表をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございまして、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございまして、新規分合計14筆、面積1万8,765平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において、告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくは配偶者に関する事項について、議事に参与することができない」に、私、小倉和夫が該当しますので、議事の間退席をいたします。

進行につきましては、柳田職務代理にお願いしたいと存じます。

（小倉和夫会長退室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、小倉会長に代わりまして、議事進行をいたしますのでよろしくお願いいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る「農用地利用配分計画（案）」につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸し付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見がないようでございますので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席しております小倉会長の入室をお願いします。

（小倉和夫会長入室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 大変ご苦労さまでした。

議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

審議に入ります前に、本日の進め方について、委員の皆さんにご了解をいただきたいというところでございますので、事務局より説明をお願いいたします。

○農業振興課（関田 毅君） 農業振興課の関田と申します。よろしくをお願いいたします。

農業振興課長の小川のほうは今ちょうど見えませんでしたので、先に課長のほうから挨拶差し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○農業振興課長（小川修一君） 皆さん、こんにちは。

農業振興課長の小川と申します。よろしく申し上げます。

農用地区域からの除外に関して、議案第6号の加須農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律の施行規則第3条の2の規定に基づきまして、市

長部局のほうから農業委員会さんへこの計画の変更、いわゆる青地の除外ですね、これに当たってのご意見をお伺いするものでございます。

議事の具体的な進め方でございますけれども、議案書の総括表の左から2列目に農用地区域番号ということで、農用地区域の番号ごとにA、B、Cとアルファベットを記載しております。説明は、このアルファベットごとに一括して農業振興課の担当者から説明をさせていただきます。

その後、ご意見等を伺って、各案件に対しまして農業委員会として意見を付すかどうかの審議をしていただきたいと思いますと思っております。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ただいまの説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、最初に、農用地区域からの除外案件の事案番号1番について、農業振興課の担当から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

説明する前に、資料の確認ということでさせていただきますと思います。

皆様には、資料として3種類、A4横版の加須農業振興地域整備計画の変更について（10月受付分・除外）、加須農業振興地域整備計画変更申出地総括表、このA4横版のものが1部でございます。同じくA4横版の、これも同じで10月受付分・除外の位置図及び事業計画図がございます。同じくA4横版の10月受付分の編入というものの位置図及び農振図を各1部ずつお配りしております。

先ほどもお話ししましたとおり、先ほど休憩時間のほうにお配りした位置図につきましては、こちらの10月受付分・除外のほうの1枚めくっていただいた位置図が小さいので、分かりやすく拡大したものをお配りしておりますので、お配りしたものを見ていただいてご判断いただきたいと思いますと思っております。

それでは、着座にて説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

資料の見方につきましては、簡単でございますけれども、以上でございます。

それでは、総括表を見ていただきまして、1枚まくっていただきまして、表の左側1列目から順に事案番号、農用地区域番号となっております。4列目からは該当する土地の所在地や地目、地積、事業計画面積と続きまして、その後に除外事由、事業計画者、土地の所有者となっております。そして表の一番右上の列の備考欄につきましては、事業計画者の現状や事業を計画した理由などを記載しております。

令和4年10月の申出の全体件数につきましては、除外が6件ございます。農用地区域、これ通称青青といいますけれども、青青への編入が1件ございます。

農用地区域からの除外の案件につきましては、地域別では、加須地域が1件、騎西地域が5件、除外事由別では、分家住宅が1件、敷地拡張が3件、資材置場が1件、整骨院が1件となっております。

その他、農用地区域、通称青青への編入案件につきましては、大利根地域が1件でございます。

次に、10月受付分の除外の位置図及び事業計画図をご覧ください。

表紙を1枚開いていただきますと、事案番号の順に見開きになっておりまして、左上に事案番号を記載しております。開いていただいた上の部分の図面が位置図、下の部分の図面が事業計画図となっております。

次に、加須農業振興地域整備計画の変更について（10月受付分・編入）の位置図と農振図をご覧ください。

表紙を1枚開いていただきますと、事案番号1になっておりまして、左上の事案番号を記載しております。開いていただいた上の図面が位置図、下の図面が農振図となっております。以上で説明を終わりにします。

それでは、資料の説明をしていきたいと思っております。

まず、総括表と除外の位置図及び事業計画図をご覧くださいながら、お聞きください。

最初に、総括表の農用地区域からの除外案件の事案番号1で、農用地区域番号A、敷地拡張が1件になります。

事案番号1ですが、除外事由といたしましては、資材置場の敷地拡張で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は、土木工事業などを営んでおります。

現在の資材置場が一時転用にて借用している部分も含んで使用しているため、既存敷地の資材置場東側の自己所有の申出地を資材置場にする計画となります。

一時転用で借用している土地は、除外・農地転用後に農地として復元して所有者に返す予定でございます。

事案番号1は以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問等がありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） すみません、1件知りたい、重要なので確認しますけれども、まず、今一時転用と書いてあるところは、もう資材は置かれているということなんですか。許可を得て資材が置かれているという場所なんでしょうか。

○農業振興課（関田 毅君） 許可は出しております。

○11番（柳田 浩君） 出しているんですね。

いつまでの案件ですか。

○農業振興課（関田 毅君） 昨年度だったように思います。これは一時転用の最長の期間、3年で許可を出してもらっているんで、土地だけ終わり次第、速やかに戻すということになっております。

○11番（柳田 浩君） これは農振図じゃないんで、どこが青で、どこが白か分からないのですごく判断しづらいんですけども、点線の部分は既存敷地、これは白なんですか。青なんですか、これ。もう既存敷地のところは整備されているところだから、もう白という理解しちゃっているんですけども、その他の分を、申請地だけが青なんですか。

○農業振興課（関田 毅君） この申出地のすぐ西側につきましても、去年、一昨年ですか、除外から始まって転用までの許可を済み、広げている地区、地域が一部若干含まれておまして、そのすぐ東側の点在する さんの自己所有を一時転用後足りなくなるので、また増やしたいという内容でございます。

○11番（柳田 浩君） では、本来だったら3年前にこれやっていたら、一時借用しなくても売れたということなんですね、ということ。

それはもう過去の話だからいいですけども、 さんというのは、この でもこれと同じような案件が、一時転用してそっちを元に戻すから、こっちは新しく除外するという、屋敷の回りで転用が出た、除外だったか、転用だったかちょっとはっきりしないですけども、出たという記憶があるんですけども、そちらの資材置場は解決したんでしょうか。あとはどれだけ資材置場必要なんでしょうか、この事業者としては。

あと何か一時転用取りやめて、新しく造るという無駄な、無駄だとか、何か転用用地をちゃんとした手続で売買なり、一時でなくて資材置場したっていいし、何かどんどん広げて荒らされちゃうという懸念があって、単純にはいい、了解ですと言いつらくて質問をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○農業振興課（関田 毅君） 今回の申出地については、現状は、残土を自分のところに置いてある状態で、それを置場がないということで今回の申出をしますが、手続が取れたときに

はそういった移動したいという状況でございます。

あともう一つ、やはり でしたかね、置場についても、現地見ますと、やはり残土が置いてありまして、そこについては、ちょっと山にはなっているんですけども、分家という動きはあるんですが、そこで足りない部分がちょっと確認はできません。分からない状況です。いっぱい残土は山になっている状況ではあります。

○11番（柳田 浩君） それでは、調整が必要だと。

○農業振興課（関田 毅君） ええ。

○11番（柳田 浩君） 結局、元のところがまだやっているのに、やっているんだとしたら、それに追加でまた除外を出すというのは、あまり好ましくないなということを言いたいです。

○会長（小倉和夫君） 今回の結果を過去の経過も含めて、ちゃんといきさつの説明を。

○農業振興課（足立直弥君） 農業振興課で除外を担当しております足立と申します。遅くなりまして申し訳ございません。説明のほうさせていただきます。

申出地が、今回、申出地の新しい図面のほうで、申出地として書いている東側のすぐ土地なんですけど、一番東側の部分が昨年4月に敷地拡張で除外をしまして、そのときに未使用地のため敷地拡張の除外として1.5倍以内という宅地になっておりまして、一度に今回の申出地も併せて除外ができなかったのも、一時転用としてその部分、予定していた面積の足りなかった分については、事業者のほうで期間を限定して資材置場として活用させていただいているところであります。

今回、一時転用の期間が完了することが見込まれることから、その前に除外の申出として今回の新しい申出地のところを申出が出たことによります。

○局長（駒宮敏之君） 自分が聞くのもおかしいんですけども、既存敷地と書いてあるこの括弧のここは、まずは農地化されている。

○農業振興課（足立直弥君） 既存敷地については、全て転用が完了している土地になります。

○局長（駒宮敏之君） 申出地というのは、今回の農振者だけですけども、なぜ一時転用を、それで今ここ資材置場になっているでしょう、現状。

○農業振興課（足立直弥君） はい。

○局長（駒宮敏之君） 何で資材置場にしたかという理由は聞いていますか。しかも、ここは青なんでしょう。

○農業振興課（足立直弥君） 転用地はそうですね、農用地になります。

○局長（駒宮敏之君） 農用地だよな。

○農業振興課（足立直弥君） はい。

○局長（駒宮敏之君） 自分の用地で一時転用のまま3年間、今最長で説明があったんだけど、そもそもここに残土置場みたいな、そういう状況が。

○農業振興課（足立直弥君） はい。

○局長（駒宮敏之君） 何のための一時転用の農転なのか分からないけれども、そこは確認しているの。

○8番（松村文夫君） 8番の松村ですけれども、これまで二度ばかり調査に行きまして、そのときこの今の申出地、これについては、手続は終わっていたと、今後やっていくんだと。去年、一昨年だったでしょうかね、順を追ってやってきて、この一時転用地となっているところも、ちょっと見ると確かに泥を積んであるんで残土という印象があるんですけども、それ残土じゃなくて、いわゆる商品なんですね、泥を必要なところへ持っていったり、借りに来たりとか動いているんで、農地をやるという形で進めているという形ではないと思うんですね。

この代理人というか手続している業者の人、 の人なんですけれども、その人も立ち会って、私、その現地調査のときにも来て、今後の計画についてはこうなんだということを、一定の手続をきちんとやっているふうには感じているわけなんで、私とすると継続的に進めている中での一つの案件というふうに考えております。

以上です。

○局長（駒宮敏之君） ごめんなさい、委員さんじゃないんですけれども、聞いちゃうと申し訳ございません。

この一時転用を仮に何か、工事用とか、いろいろな理由で一時的に3年間転用しましょうと、必要な残土を盛ってあると。これを今回の申出で除外ができた暁には、この盛ってある残土をこっちに移動すると。そうすると、一時転用というもともとの今なっているところは、また農地に戻すんですね。

○農業振興課（足立直弥君） そうですね。

○局長（駒宮敏之君） そういうことでいいんですね。

○農業振興課（足立直弥君） そうですね、農地復元ということで、土地利用のほうも代理人から受けております。

○局長（駒宮敏之君） では、戻すと。

○農業振興課（足立直弥君） はい。

○14番（関口豊充君） いいですか。たしか一、二回かかっているんだよね。会議録見れば、今のようなやり取りをたしかやっていたような、一時転用地をどうするんだとか、計画的に次はここが出るんだよとかという話をやっていた気がするんです。だから、会議録で確認をすれば、そのときのいきさつというのが分かると思うんだけども。

○11番（柳田 浩君） の件ですか。

○14番（関口豊充君） うん。

○11番（柳田 浩君） のもありますよね。同じような話が。

○14番（関口豊充君） ちょうど、去年の何月だったろうな。

○局長（駒宮敏之君） すみません、先ほど関口委員さんおっしゃったとおり、私も偶然にも農業委員会にいたときにこれやったんですけれども、既存敷地、点々を広げるのに、自分の所有地は申出地にあったんですよね。申出地のほうに広げたかったんだけども、1.5倍で広げられなかったと。ではどうするのというときに、この資材置場に隣接した、事案番号1のページ見ると、北側にすぐ一時転用地と、つーてん、つーてんとありますけれども、ここしか、ここを借りて広げてある形なんですわ。

そのときに関口委員さんおっしゃるとおり、もう申出地というのを、今の事案番号1の位置図の申出地というのは、こっちに広げるんだという計画は多分立てていたと思うんです、自分の土地だから。しかしながら、1.5倍に広げられなかったんで、最長期限の3年間で一時転用で、一時転用地を貸してくれということで許可をした経過があります。

以上でございます。

○11番（柳田 浩君） では、最初から一時転用は戻すということだったんだ。

○14番（関口豊充君） そんな記憶で私もいるんだけども。

○局長（駒宮敏之君） そうですね。

○11番（柳田 浩君） 計画どおり。

○14番（関口豊充君） 会議録見れば……。たしかその辺もかなり意見が出たんだよね、あのときも。

○局長（駒宮敏之君） 要するに白地なんです。

○11番（柳田 浩君） 白地売って、青でね。

○14番（関口豊充君） うん。

○局長（駒宮敏之君） 自分の申出地を持っていたんだけども、そっちには広げられないと

いうこと。

○11番（柳田 浩君） 自分が例えば1.5倍以上でいいという、その理屈もね。時間稼ぎしている分。

○14番（関口豊充君） そのように要望していたような記憶は、持っているんです。

○11番（柳田 浩君） 反対というんじゃないくて。

○14番（関口豊充君） うん。

○4番（松本 昇君） ちょっといいですか。4番、松本です。

ここは、確かにそういう話は前からあったというふうに記憶にあります。ここは水田地帯で整理もされていませんね。未整備地区で、これを申出とおおり、どうしてもいろいろな農業の関係には影響はあまり多くはないと思うんで、農地的には悪い農地ですね、そういうふうになんかちょっと見えますので、特に問題はないかなとも私は感じます。

以上です。

○11番（柳田 浩君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、ご意見等がないようですので、確認いたします。

事案番号1番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないこととよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定をいたします。

次に、事案番号2番から4番について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 次に、事案番号2番から4番で農用地区域番号としてD、敷地拡張が2件、資材置場が1件になります。

事案番号2番ですが、除外事由は進入路の敷地拡張で、除外が完了した場合は第2種農地になります。

事業計画者は、電機工事業、太陽光発電設置業などを営む事業者で、既存の資材置場の出入り口が狭いため、隣接地の所有者から承諾を得て売買により土地を取得する予定です。資材置場の進入路を拡張する計画の申出がありました。

申出地は、既存の資材置場と隣接しており、周辺の営農等に支障は出ないと思われま

す。続きまして、事案番号3ですが、除外事由は駐車場の敷地拡張で、除外が完了した場合は

第1種農地になります。

事業計画者は、旅客自動車運送業などを営んでおり、現在、既存の駐車場が業務用車両、例えば大型バスとかマイクロバスですが、バスと従業員の自動車が混在しており、効率化を図るため、駐車場を拡張する計画の申出がありました。

申出地は、事業計画者の社員所有の農地であり、この社員の承諾を得て売買により土地を取得する予定で、四方を道路や水路に囲われている農地のため、周辺の営農には支障は出ないと思われま

す。続きまして、事案番号4番ですが、除外事由は資材置場で、除外が完了した場合は第2種農地になります。

事業計画者は、総合建設業を営んでおりますが、業務拡大により残土置場と重機置場が不足しているため、既存の資材置場の隣接地を所有者の承諾を得て売買により土地を取得する予定で、資材置場として計画の申出がありました。

なお、申出地は、既存の資材置場と隣接しており、周辺営農等には支障は出ないと思われま

す。事案番号2番から4番の説明は以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

この案件のうちの2番と3番は、私の近くなんで現状よく分かっています。特に2番の敷地の進入路につきましては、既存の敷地といわれるものは、旧見沼河川、見沼代用水路の旧川敷、いわゆる星川の旧川敷を見沼土地改良区が払い下げて、今市道になっています。この上の1級市道の接道をしているんですよ。事業計画図を見ても分かるとお

り、接合して今現在も資材置場として使用している。にもかかわらず、また拡張するんで、今のままでは不都合なのかどうか、ましてや15メートルの間口、接道の間口が15メートルのうち6メートルを入口にする。これは歩道がついているもの

ですから、歩車道境界を外してあるんでしょうけれども、今のままだと不都合なのかどうかですね。また、条件的にはこれから南、見沼ですので、特に青から除外しても特に営農問題はないと思うんですが、どうも面積が大き過ぎるんじゃないかなという気はします

それから、その次の3番については、
については、これは

というんで県立の高校、養護学校、今養護学校と言わないのか、バスの事業をやっている業者であります。それからすぐ隣接地に観光イチゴ園を造っている。埼玉県も何かちょっとかんでいるようですけれども、観光イチゴ園を今造って、今年から営業して、それのお客様の駐車場ということもある。ここに書いていないんですけれども、実際はそのように利用しているようですので、特に3番の
の問題は、
、所有者なんです、そのイチゴも、ハウスもこの
さんが所有の土地にいちごのハウスが建っているんだ、観光イチゴ園。

そんな関係で、3番については問題ないかなと。2番につきましては、これがちょっと大きいかなという気がしたものですから、説明があればお願いしたい。

○事務局（関田 毅君） 事務局のほうです。

既存の資材置場、見沼の敷地といわれるところの市道に接続している部分が、実際のスケール読みなんですけれども、3.6メートル程度しかございません。今現在はここには入っていないんですけれども、この敷地のすぐ西側のお宅の敷地をかなり食い込んで出入りしている状態で、実際に入出入りするトラックも、資材を運んだりするものですから、結構大きなものが出入りするところ、今のうちの西側の隣のうちの了承を得て使わせてもらっている状態ということらしいです。

なので、今回そこまで借りるということになって、実際に大型のダンプとかトレーラーとか入る際に、線からの擦れ違いもあつたりしますし、ここの北側の道路もかなり通りもありますので、そこでこの申出地を、この1筆を一括して購入をさせてもらってやりたいと。ここの申出地のすぐ今ここには入っていないんですけれども、東側は多分今麦が植わっているとは思いますが、そちらには影響ないということで、現地のほうも埼玉県の加須農林とも現地調査させてもらって、了解は得ている状況でございます。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

○2番（江川芳夫君） はい。ちょっと大きい気がするけれども、出口にしちゃ。はい、結構です。

○会長（小倉和夫君） 形がちょっと変だったから。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認をいたします。

議案番号2番から4番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定をいたします。

次に、事案番号5番、6番について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 次に、事案番号5番から6番で、農用地区域番号、アルファベットのE、整骨院が1件、分家住宅が1件になります。

事案番号5番ですが、除外事由は整骨院で、除外が完了した場合は第2種農地になります。

事業計画者は、自身の居住と同じ地区内に整骨院を開業するため、農地所有者の承諾を得て売買により土地を取得する予定であります。同業者が近隣にいないことから、地域住民の生活環境の向上に寄与するものとして今回の計画の申出となっております。

申出地は、休耕地であり、現況は1筆の農地のように見えます。申出地の青地部分と白地部分の間は道路敷地となっております。除外と農地転用が許可された後は、道路敷地が分かるように境界を明確にする予定でございます。

続きまして、事案番号6番、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は、現在借家で妻と子と居住しており、農地所有者の妻の父の承諾を得て使用貸借により土地を使用する予定で、今回の計画の申出となっております。

申出地は、妻の実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

事案番号5番から6番の説明は以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） ちょっと確認させてください。

11番、柳田ですけれども、残地が出ちゃうみたいなんですけれども、ここの筆は何平米ぐらいあるんでしょう。今開発が、開発というか除外は509平米なんですけれども、残りの土地は青で残るんですか。回りは全部青なんですか、これ。宅地以外は。

○農業振興課（足立直弥君） 6番の分家住宅ということですか。

○11番（柳田 浩君） ああ、ごめんなさい、6番。

○農業振興課（足立直弥君） この回りの農地は全て農用地になっておりまして、東側の土地については別の方が所有しております。

○11番（柳田 浩君） 所有者別。

○農業振興課（足立直弥君） はい。所有者の承諾が得られなかったため、今回の地権者の親族が持っている土地での許可となっております。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等がないようですので、確認いたします。

事案番号5番、6番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定をいたします。

次に、総括表（2）、農用地区域への編入案件の事案番号1番についてを担当から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 次に、総括表でいう10月受付の編入という横版の別の資料をお持ちください。

こちらは事案番号1番、農用地区域Gの1でございます。この事案番号なんですけれども、1ページ開いていただきまして、これは今までやっていたのは除外ということで、青地といわれるところから白地に変えるという案件でございましたが、今回の案件につきましては、今白地になっている部分を今度は青地に戻す、変えるという作業の案件でございます。

これは、編入の理由としては、農地所有者と利用権で設定している耕作者の方から青地編入に関して了承を得まして、今回の案件になるというものでございます。

編入地は、農地の耕作者が法人の認定農業者の方に貸しているということで、小麦を作付するため農地改良をする許可が下りております。この場所は、農地中間管理事業の区域内になっているところでございます。

目的といたしましては、農地所有者と耕作者の両者にですね、先程言いましたけれども、了承を得まして、農業振興に寄与する目的として農用地区域へ編入するというところでいただいた案件でございます。

説明は以上になります。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質

疑がありましたらお聞かせください。

ありますか。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

一応勉強のためにちょっと聞きたいんですけども、大利根は農振の除外というのはこういうふう小さく、田んぼごとに入っているんですか。ということは、随分白地がぽつん、ぽつんとあるので、こういうところもあるんだなと思ったんですけども、一応参考のためにぜひ聞きたいと思います。

○農業振興課（関田 毅君） 大利根地域の話では、農振分が出た土地に青地設定しますけれども、こういう集落で既存の住宅があるところは白く抜いて、あとは青で設定したというふうな設定で、大体この集落は白地になっているところが住宅があるところですかね。

○4番（松本 昇君） 住宅なんですか。

○農業振興課（関田 毅君） そうなんです。住宅、点々としているもともとの集落なものですから、こういう状況になっています。

○2番（江川 芳夫君） これは未整備でしょう。

○農業振興課（関田 毅君） ああ、そう。今は耕地整理はそうですね、でもしてあるんですかね。

○11番（柳田 浩君） 優良じゃないところを。

○2番（江川 芳夫君） 土地改良の、換地してないもんね、昔のまま。

○11番（柳田 浩君） だから、宅地の回りだけこういうふうに。

○2番（江川 芳夫君） 宅地の回りだけ。そこが必要で除いちゃったということでしょう。土地改良区内であっても。

○4番（松本 昇君） だけれども、地番がみんなずっとくっついているから、整理したんじゃないの。

○11番（柳田 浩君） 整理はしたんです。

耕地の整理はしたんだけど、集落回りは畑地が作れないのでそこだけ除いちゃったんですね。

○4番（松本 昇君） 結局は地番が全然違う。が入っているわけだよ。

○2番（江川 芳夫君） こういう換地はしないからね、土地改良はね。

○会長（小倉和夫君） 松本委員、よろしいでしょうか。

○4番（松本 昇君） はい。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

総括表（2）農用地区域への編入案件の事案番号1番については、やむを得ないものと認め、農業委員会としては意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○14番（関口豊充君） 会長、すみません。

さっき締めてごめんなさい。

確認なんですけれども、1の4番にあります の関係なんですけれども、たしか以前、この関係について記憶違いだったらそれで結構なんですけれども、体育館の脇の通りを高速道路を下りて左側のほうに、たしかかなり面積の広い農地、これは太陽光とたしか資材置場ということでかなりの面積のものがあそこにあった気がするんです。

（「あった、あった」と言う人あり）

○14番（関口豊充君） 今回この の のところについて、この県道であるこの1枚だけは建物が建っているわけですが、それ以外については一連の農地になっているものから、これは今になって、さっき審議を得たところだったんです。ちょっと私、言いはぐれちゃいまして、たしか を渡り終えた左上の西のほうに、かなりの面積がたしか太陽光と資材置場の関係の面積があったような気がするんですが、それでも新たに土地が不足ということで、資材置場という形でこれを許可していいものなのかどうかというのは、ちょっと疑問。この東側というのは、一連の農地になっているものから、部分的にどうなのかなということありましたので、もし のところの資材置場が間違っていなかったら、やはり意見として付していただければどうかなと思ひまして、改めてごめんなさい。

○6番（嶋村 浄君） いいですか、6番、嶋村です。

一応現地見たんですけども、前 の姉妹店があつて、その後、なんか さんが入っていて、もともと が持っていたのかどうか分からないんですけども、の重機なんか置いてある場所になっていますね。

○14番（関口豊充君） 今、田んぼ。

○6番（嶋村 浄君） この脇は田んぼになっているようです。

○14番（関口豊充君） 田んぼでしょう。

○6番（嶋村 浄君） うん。

- 14番（関口豊充君） だから、その田んぼについて、要は向こうがかなりの面積がたしかあったような記憶が……
- 6番（島村 淨君） ちょっと私はそっち知らないんだけども。
- 14番（関口豊充君） 農転のもので上がっている気がしてまして、そんなにどうなのかなど。
- 会長（小倉和夫君） では、事務局お願いします。
- 14番（関口豊充君） すみません、遅ればせながら。
- 農業振興課（足立直弥君） 今回の農地ですが、もともと今回の申出地での計画、申請者が考えていたところ、先ほどお話にあったとおり、 の北側の資材置場のところで、農地の関係で農地に若干資材置場があったという違反がありまして、それでもともと予定していた今回の駅の南の資材置場の計画が1回頓挫したところがございます、その手続が前回の除外のときに、太陽光と資材置場のほうの手続が完了したので、改めてこちらのほうを申出してきた形になっております。
- 14番（関口豊充君） そうすると、すみません、 の北側についての面積だけでは資材置場等について多分足りないということで、 のところの東側を追加で求めるといったようなことなんでしょうか。
- 農業振興課（足立直弥君） そのようになります。
- 14番（関口豊充君） 分かりました。
- 会長（小倉和夫君） 関口委員、よろしいでしょうか。
- 14番（関口豊充君） 妥当な案件であるけれどもね。
- 会長（小倉和夫君） それでは、以上で議案第6号「加須市農業振興地域整備計画の変更について」を終了といたします。

◇

◎報告事項

- 会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局（藤間みゆき君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。
- 加須市農業委員会議案書の8ページからをご参照ください。
- 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相

続による届出について18件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、13ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、14ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について5件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、15ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について37件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。



◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

小倉会長、お疲れさまでございました。

それでは、最後になりますが、柳田職務代理のから閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様には長時間にわたりまして慎重なる審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年第2回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時58分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年2月24日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 野 口 悦 夫

署名委員 江 川 芳 夫